

中国日本商会

みつま

# 三瀦先生の 「ナルホド中国、ナットク中国」



## 三瀦コラム 中国「津津有味」-51

前号で、李克強首相が5月の全人代政治報告の中で「民法典」の整備を取り上げたことを記しましたが、この民法典の整備の歴史的な意義と今後の中国の発展に対する重要な意義をしっかりと押さえておく必要があるでしょう。

中国における民法典制定の動きは中華人民共和国成立当初から始まっていましたが、その動きは、1954年、62年、79年、2002年と4度の挫折を繰り返し、1986年に至って漸く暫定措置として「民法通則」が制定され、その後、これをベースに経済・社会の発展に応じて一連の関係法が整備されました。「公司法」「合夥企業法」「中外合資経営企業法」「中外合作経営企業法」「外資企業法」「個人独資企業法」「合同法」「物権法」「商標法」「専利法」「著作権法」「婚姻法」「継承法」「収養法」「侵權責任法」などがそれにあたります。ただ、それらは結局、「異なる時代の異なる社会や経済に基づいた寄せ木細工であり、様々な矛盾を抱え、一貫したロジックによる体系化がない」（2015. 1. 9付人民日報 薛軍北京大学法学院副院長）ものであり、同氏はまた、「民法典の編纂によって、各人に自由な活動空間が保障され、それによって公権力が越えてはならない限界が示される、それこそが法治の核心的内容であることを否定してはならない」と指摘しました。

こうした経緯の中で、環境権、企業株主権、教育を受ける権利、人格権などへの対応を盛り込んだ民法典の編纂が2014年秋の18期4中全会で提示されました。そこから全人代常務委員会による民法典編纂活動が正式にスタートし、2016年6月27日には中華人民共和国民法典総則が第12回全人代常務委員会に提出されました。その間の議論の主な焦点はどんな点にあったのでしょうか。幾つか例を挙げてみましょう。

2014年5月、江蘇省宜興市人民法院が、国内初の人間冷凍受精卵の所有権帰属について、相続の範疇に入らないことを理由に原告の訴えを退け、二審では同省無錫市中級人民法院が原判決を破棄、父母双方の共同管理に置く判決を下しました。この案件について人民日報は、中国法学会民法編纂プロジェクト指導小組副組長、王利明中国人民大学副校長の、「体外受精卵の保管や処置、胎児の利益保護、ネット上のバーチャル財産権、商業上の秘密、死者の人格的利益などでは、法律上の空白が裁判に影響しており、民法総則の策定によって解決すべきだ」との談話を紹介しています。

また、“個体商工戸”（個体企業経営戸）、“農村承包経営戸”（農村経営請負戸）などは、改革開放以来、市場経済の中で活発に活動してきましたが、近年においては、中国の新たな雇用や消費を担う重要な経済主体として改めて重視されており、＜専門家提案稿＞には“農村承包経営戸”の雇用権利や“農村承包経営戸”の債務負担方式の明確化と保護の強化が盛り込まれました。この他、従来の民法通則には、未成年者や精神病患者に対する

中国日本商会

みつま

# 三渚先生の 「ナルホド中国、ナットク中国」



る介護しか規定されておらず、養老問題に関する法的サポートがないことや、多くのネットビジネスや環境汚染に関する問題などの法的空白を埋める作業はすでに待ったなしの状態でした。今回の全人代で「中華人民共和国国民法典」が採択されたことは、中国に漸く「民法典時代」が到来したことを意味し、まさに歴史的な出来事と言えましょう。